（介護予防）短期入所療養介護サービス運営規程（ユニット型）

（運営規定設置の主旨）

第１条　この規定は医療法人財団明理会が設置する介護老人保健施設　仙台ロイヤルケアセンター（以下「当施設」という。）が実施する（介護予防）短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　（介護予防）短期入所療養介護は、要介護又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条１　当施設では、（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における、リハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

３　当施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努める。

５　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施　設　名　介護老人保健施設　仙台ロイヤルケアセンター
（２）　開設年月日　平成５年８月２０日
（３）　所　在　地　仙台市青葉区みやぎ台一丁目３１－１
（４）　電 話 番 号　０２２－３９４－７６５１　ＦＡＸ番号　０２２－３９４－６７７３
（５）　管　理　者　施設長　齋藤　真一郎
（６）　事業所番号　０４５５１８０１０９

（従業員の職種、員数）

第５条　当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必要数については法令の定めるところによる。

(1)	管理者（施設長）	１人（従来型と兼務）
(2)	医師（内１名管理者と兼務）	１.５人以上（従来型と通所リハビリテーションと兼務）
(3)	薬剤師	０.０８７５人以上（従来型と兼務）
(4)	看護職員	１５人以上（従来型と兼務）
(5)	介護職員	１２人以上
(6)	支援相談員	１.５人以上（従来型と兼務）
(7)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	３人以上（従来型と通所リハビリテーションと兼務）
(8)	歯科衛生士	１人以上（従来型と通所リハビリテーションと兼務）
(9)	管理栄養士	１人以上（従来型と兼務）
(10)	介護支援専門員	１.５人以上（従来型と兼務）
(11)	事務員	若干数　（従来型と兼務）

（従業員の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、当施設に携わる従業員の総括管理、指導を行う。

（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（３）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

（４）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。

（５）　介護職員は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。

（６）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

（８）　歯科衛生士は利用者の口腔機能状態に応じ、口腔ケアの指導を行う。

（９）　管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談及び調理員の指導を行う。

（１０）　介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案作成を行う。

（１１）　事務職員は、必要な事務を行う。

（入所定員）

第７条　（介護予防）短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

（(介護予防）短期入所療養介護のサービス内容）

第８条　（介護予防）短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

①　（介護予防）短期入所療養介護計画の立案

②　食事の提供（管理栄養士によって管理され、保温・保冷配膳車に食事の提供）

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週２回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）※ユニット型個室の利用者については、利用者が入浴を希望した場合に随時対応します。
④ 医学管理（医師の回診、投薬等）　看護（血圧測定、検温等）
⑤ 介護（トイレ介助、おむつ交換、体位交換、着替介助、離床介助等、退所時の支援）
⑥ リハビリテーション（運動療法、摂食機能訓練、低周波治療、言語療法、マッサージ等）
⑦ 相談援助サービス
⑧ 栄養状態の管理
⑨ 理美容サービス
⑩ 行政手続代行（要介護認定更新の申請手続き等）
⑪ レクリエーション行事
⑫ その他（予防接種の実施等）

（利用者負担の額）
第９条　利用者負担の額を以下のとおりとする。
（１）　保険の自己負担額を、重要事項説明書に定める料金表により支払いを受ける。
（２）　利用料として、居住費（滞在費）・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、常生活品費、理美容代、行事費、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に定める料金表に記載の料金により支払いをうける。
（３）　「食費」及び「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から第３段階まで）の利用者の自己負担額については、重要事項説明書に定める料金表に記載する。
（４）　「食費」および「滞在費」においては、光熱水費、修繕費、食材料費等により負担料金を変更する場合があります。その際は、利用者に対し文書による説明の上、同意を得ます。

（通常の送迎の実施地域）
第 10 条　通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
① 仙台市青葉区－みやぎ台、芋沢、落合、折立、高の原、赤坂、錦ケ丘、向田、葛岡、八幡、吉成、南吉成
② 泉区－住吉台、館、西田中、南中山
他、地域は相談に応じる事とする。

（施設の利用に当たっての留意事項）
第 11 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第９条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第８条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委託いただくこととする。
・ 面会は、原則、面会時間以外は、禁止する。
・ 外出・外泊は、医師が利用者の病状及び心身の状態を考慮した上で、可能かどうか判断する。
・ 施設内での飲酒は、禁止とする。
・ 火気の取扱いは、原則、禁止とする。
・ 設備・備品等の利用は、当施設職員の許可により利用することとする。
・ 所持品・備品等の持ち込みは、利用者が管理困難と判断された場合にのみ、当施設職員が管理する。
・ 外泊時等の施設外での受診は、施設入所中の利用者の医学的管理は、当施設医師の管理の下にあるので、許可なく受診することは、禁止する。
・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第12条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）　防火管理者には、総務職員を充てる。

（２）　火元責任者には、当施設職員を充てる。

（３）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）　防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）　年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

②　利用者を含めた総合避難訓練　年１回以上

③　非常災害用設備の使用方法の徹底　随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（７）　施設は、（６）の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第13条１　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止する為の体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

３　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する定期的な研修を実施する。

４　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の服務規律）

第14条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）　入所者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第15条１　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

２　当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第16条　職員の就業に関する事項は、別に定める　就業規則による。

（職員の健康管理）

第17条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は，年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第18条1　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）　当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）　当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）　当施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（4）　「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3　管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4　定期的に鼠族、害虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第19条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（身体の拘束等）

第20条1　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護する為等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2　当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

3　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

4　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

5　介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（褥瘡対策等）

第21条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（虐待防止事項）

第22条1　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

2　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

3　虐待防止のための指針を整備する。

4　虐待を防止するための定期的な研修を整備する。

5　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（ハラスメント対策等）

第 23 条１　当施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行う。

２　ハラスメントに対する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要な体制を整備する。

３　ハラスメント防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施する。

４　ハラスメント被害者への配慮のため、行為者に対して一人で対応させない等、必要な措置を講じる。

（事業継続計画の策定等）

第 24 条１　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 25 条１　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。

２　運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

３　当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

４　介護保健施設サービスに関連する政省令及び本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、介護老人保健施設仙台ロイヤルケアセンターの三役会及び管理会において定めるものとする。

附　則　　この運営規程は、令和　７年１１月　１日から施行する。

（介護予防）短期入所療養介護サービス重要事項説明書（ユニット型）

介護老人保健施設
仙台ロイヤルケアセンター
(ユニット型)

（介護予防）短期入所療養介護サービス重要事項説明書（ユニット型）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・経 営 主 体　医療法人財団　明理会
・事　務　所　東京都板橋区本町３６－３
・施　設　名　介護老人保健施設　仙台ロイヤルケアセンター
・開設年月日　平成５年８月２０日
・所　在　地　９８９－３２１４　仙台市青葉区みやぎ台一丁目３１－１
・施 設 面 積　９，２９９．９５㎡
・施 設 建 物　６，９８２．７４㎡（鉄筋コンクリート２階建）
・電 話 番 号　０２２－３９４－７６５１　FAX　０２２－３９４－６７７３
・開　設　者　理事長　中村　哲也（医師）
・管　理　者　施設長　齋藤　真一郎（医師）
・介護保険事業所番号　　介護老人保健施設（０４５５１８０１０９）

（２）（介護予防）短期入所療養介護サービスの目的

（介護予防）短期入所療養介護事業所　仙台ロイヤルケアセンター（以下「施設」という）は、適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護又は要支援状態等にある利用者に対し適正な（介護予防）短期入所療養介護（以下「（介護予防）短期入所サービス」という）を提供することを目的とします。

（３）運営の方針

当施設は、要介護者等の意志と人格を尊重し、利用者本意のサービスの提供に努め、利用者が可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護及び医学的管理の下における介護､必要な医療､機能訓練及び日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

また、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（４）施設の職員体制

	員　数	業　務　内　容
管　理　者	１人（医師と兼務）	従業員の総括管理、指導
医　師	１.５人以上	医学管理一般
看 護 職 員	１５人以上	施設サービス計画による看護業務
介 護 職 員	１２人以上	施設サービス計画による介護業務
支 援 相 談 員	１.５人以上	入所者、家族への相談業務
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	３人以上	入所者に対する機能訓練業務
歯 科 衛 生 士	１人以上	入所者に対する口腔ケア業務
管 理 栄 養 士	１人以上	食事管理一般、栄養指導
介護支援専門員	１.５人以上	施設サービス計画作成
事 務 職 員	若干数	請求業務及び管理一般

＊介護職員以外は従来型と兼務
＊医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士は通所リハビリテーションと兼務

（５）入所定員等

・定　員　５０名
療養室　ユニット型個室：５０室

２．（介護予防）短期入所サービスの内容

① （介護予防）短期入所サービス計画の立案

② 食事の提供（管理栄養によって管理され、保温・保冷配膳車による食事の提供）

食事時間　朝食　７：３０～　８：３０　昼食　１２：００～１３：００

夕食　１８：００～１９：００

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。原則、週２回ご利用いただきます。但し利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）※ユニット型個室の利用者については、個別対応致します。

④ 医学管理（医師の回診、投薬等）　看護（血圧測定、検温等）

⑤ 介護（トイレ介助、おむつ交換、体位交換、着替え介助、離床介助、退所時の支援等）

⑥ リハビリテーション（リハビリテーション計画に基づいた運動療法、作業療法、摂食機能訓練、低周波治療、言語療法、従手療法等）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理

⑨ 理美容サービス（毎週１回実施）

⑩ 行事（毎月１回実施）

⑪ その他（予防接種の実施等）

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等は、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名　称　西仙台病院

・住　所　仙台市青葉区芋沢字新田５４－４

・名　称　仙台市立病院

・住　所　仙台市太白区あすと長町１－１－１

・名　称　仙台徳洲会病院

・住　所　仙台市泉区高玉町９－８

・名　称　イムス明理会仙台総合病院

・住　所　仙台市青葉区中央４－５－１

・名　称　泉病院

・住　所　仙台市泉区長命ヶ丘２－１－１

・協力歯科医療機関

・名　称　光歯科

・住　所　仙台市青葉区子平町１４‐２２

＊緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設サービス利用にあたっての留意事項

施設内への薬、飲食物、居室内備品、タバコ等の持込みは必ず職員にお知らせください。また、持ち込まれた貴重品及び現金の紛失については、施設では一切責任を負いかねますのでご了承下さい。

５．通常の事業の実施地域

仙台市青葉区－みやぎ台、芋沢、落合、栗生、愛子、折立、高野原、赤坂、錦ヶ丘、向田、葛岡、八幡、吉成、南吉成

泉区－住吉台、館、西田中、南中山、北中山

＊他、地域は相談に応じる事とします。

６．相談・苦情等の申し出

当施設のサービスについて、ご不明の点や、疑問、苦情等がございましたら、支援相談員までお気軽にご相談ください。詳しくは、別紙（苦情解決制度についてのお知らせ）をご参照下さい。

７．事故発生時の対応

介護サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や市区町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。
事故が故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合や、入所者に重過失がある場合はこの限りではありません。

８．非常災害対策

・　入所者等の安全確保から非常災害に備え、防災計画を作成しています。

＊防災設備　　スプリンクラー、非難階段、自動火災報知器
誘導灯、屋内消火栓、消火器等

＊防災訓練　　年２回実施（部分訓練、総合訓練）

９．身体の拘束等

・　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護する為等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合､当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

10．褥瘡対策等

・　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

11．虐待防止事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③ その他虐待防止のために必要な措置

当施設は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

12．ハラスメント対策等

①当施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行います。
②ハラスメントに対する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要な体制を整備します。
③ハラスメント防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施します。
④ ハラスメント被害者への配慮のため行為者に対して一人で対応させない等､必要な措置を講じます。

13．事業継続計画の策定等

① 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものと致します。
② 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
② 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. その他の重要事項

当施設では施設内感染が蔓延することがないように、職員定期検診、感染防止対策委員会の実施等により感染予防に努め、不測の事態により感染者が発生した場合は、感染マニュアルに基づき、適切な措置を講じ、関係機関（保健所・医療機関・県市担当者）との連携をとります。

入所者の方々に安心してご利用いただくために、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止しておりますのでご協力ください。

附則　この説明書は、令和８年６月１日から施行する。

短期：料金表（ユニット型）

（１）介護保険一部負担（基本料金）

①ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ） i

ユニット型個室（こもれび棟）

＜１割負担＞

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額
1	８３６単位 ８５９円	２４単位 ２５円	２２単位 ２３円	計　８８２単位 日額　９０７円
2	８８３単位 ９０７円			計　９２９単位 日額　９５５円
3	９４８単位 ９７４円			計　９９４単位 日額　１，０２２円
4	１，００３単位 １０３０円			計　１，０４９単位 日額　１，０７８円
5	１，０５６単位 １，０８５円			計　１，１０２単位 日額　１，１３３円

＜２割負担＞

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額
1	８３６単位 １，７１７円	２４単位 ５０円	２２単位 ４５円	計　８８２単位 日額　１，８１２円
2	８８３単位 １，８１４円			計　９２９単位 日額　１，９０９円
3	９４８単位 １，９４７円			計　９９４単位 日額　２，０４２円
4	１，００３単位 ２，０６０円			計　１，０４９単位 日額　２，１５５円
5	１，０５６単位 ２，１６９円			計　１，１０２単位 日額　２，２６４円

＜３割負担＞

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額
1	８３６単位 ２，５７６円	２４単位 ７４円	２２単位 ６８円	計　８８２単位 日額　２，７１８円
2	８８３単位 ２，７２１円			計　９２９単位 日額　２，８６３円
3	９４８単位 ２，９２１円			計　９９４単位 日額　３，０６３円
4	１，００３単位 ３，０９０円			計　１，０４９単位 日額　３，２３２円
5	１，０５６単位 ３，２５４円			計　１，１０２単位 日額　３，３９６円

＊サービス単価（仙台市地域単価）：１単位＝10.27 円

＊日額は合計単位数にサービス単価を乗じて算出しております。

②ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ） ii

ユニット型個室　在宅強化型（こもれび棟）

＜１割負担＞

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額
1	９０６単位 ９３１円	２４単位 ２５円	２２単位 ２３円	計　９５２単位 日額　９７９円
2	９８３単位 １，０１０円			計　１，０２９単位 日額　１，０５８円
3	１，０４８単位 １，０７７円			計　１，０９４単位 日額　１，１２５円
4	１，１０６単位 １，１３６円			計　１，１５２単位 日額　１，１８４円
5	１，１６５単位 １，１９７円			計　１，２１１単位 日額　１，２４５円

＜２割負担＞

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額
1	９０６単位 １，８６１円	２４単位 ５０円	２２単位 ４５円	計　９５２単位 日額　１，９５６円
2	９８３単位 ２，０１９円			計　１，０２９単位 日額　２，１１４円
3	１，０４８単位 ２，１５３円			計　１，０９４単位 日額　２，２４８円
4	１，１０６単位 ２，２７２円			計　１，１５２単位 日額　２，３６７円
5	１，１６５単位 ２，３９３円			計　１，２１１単位 日額　２，４８８円

＜３割負担＞

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額
1	９０６単位 ２，７９２円	２４単位 ７４円	２２単位 ６８円	計　９５２単位 日額　２，９３４円
2	９８３単位 ３，０２９円			計　１，０２９単位 日額　３，１７１円
3	１，０４８単位 ３，２２９円			計　１，０９４単位 日額　３，３７１円
4	１，１０６単位 ３，４０８円			計　１，１５２単位 日額　３，５５０円
5	１，１６５単位 ３，５９０円			計　１，２１１単位 日額　３，７３２円

＊サービス単価（仙台市地域単価）：１単位＝10.27 円

＊日額は合計単位数にサービス単価を乗じて算出しております。

（２）介護保険一部負担（加算料金）

①＜１割負担＞

区　　分	一部負担金（１割）	備　　考
療　養　食　加　算	９円／食	医師の発行する食事せんに基づく食事（＊１）を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	２４７円／日	１日 20 分以上の個別リハビリを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	２０６円／日	入所日から７日間に限り加算
若年性認知症利用者受入加算	１２４円／日	宿泊による受入の場合
送　　迎　　加　　算	１８９円／回	片道
重度療養管理加算	１２４円／日	要介護度３、４又は５であって、一定の状態（＊2）にある利用者に対して計画的な医学的管理を行った場合
緊急短期入所受入加算	９３円／日	利用開始した日から起算して７日を限度やむを得ない事業があれば 14 日を限度
緊急時治療管理加算	５３２円／日	病状が重篤になり救命救急医療が必要になったとき月３日間まで
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	５３円／日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	５３円／日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３円／日	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	５円／日	
総合医学管理加算	２８３円／日	緊急受入時、入所日から１０日に限り算定
身体拘束廃止未実施減算	－１／１００	
高齢者虐待防止未実施減算	－１／１００	
業務継続計画未策定減算	－１／１００	
口腔連携強化加算	５２円／月	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１０３円／月	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１１円／月	
介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日より）	所定単位数（基本サービス費、各種加算減算を加えた利用サービスの合計単位数）に 9.7%を乗じた単位数を加算	

＊1　療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事
　　糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食

＊2　喀痰吸引（常時頻回）、胃瘻、褥瘡等

＊3　実際の清算時には利用日数や端数処理の計算上、若干の違いが生じることがございます。

②＜２割負担・３割負担＞

区　　分	一部負担金（２割）	一部負担金（３割）
療　養　食　加　算	１７円／食	２５円／食
個別リハビリテーション実施加算	４９３円／日	７４０円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	４１１円／日	６１７円／日
若年性認知症利用者受入加算	２４７円／日	３７０円／日
送　　迎　　加　　算	３７８円／回	５６７円／回
重度療養管理加算	２４７円／日	３７０円／日
緊急短期入所受入加算	１８５円／日	２７８円／日
緊急時治療管理加算	１，０６４円／日	１，５９６円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	１０５円／日	１５７円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	１０５円／日	１５７円／日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	６円／日	９円／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	９円／日	１３円／日
総合医学管理加算	５６５円／日	８４８円／日
身体拘束廃止未実施減算	－１／１００	－１／１００
高齢者虐待防止未実施減算	－１／１００	－１／１００
業務継続計画未策定減算	－１／１００	－１／１００
口腔連携強化加算	１０３円／月	１５４円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	２０６円／月	３０９円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	２１円／月	３１円／月
介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日より）	所定単位数（基本サービス費、各種加算減算を加えた利用サービスの合計単位数）に 9.7%を乗じた単位数を加算。	

＊1　療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事
　　糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食

＊2　喀痰吸引（常時頻回）、胃瘻、褥瘡等

＊3　実際の清算時には利用日数や端数処理の計算上、若干の違いが生じることがございます。

（３）居住費（療養室の利用費）・食費

③ユニット型個室（こもれび棟）

利用者負担段階	居住費（日額）	食費（日額）
第１段階	※　８８０円	※2　３００円
第２段階	８８０円	６００円
第３段階① 年金収入等 80 万円超 120 万以下	１，３７０円	１，０００円
第３段階② 年金収入等 120 万円超	１，３７０円	１，３００円
第４段階	２，４３５円	朝食　６６０円
		昼食　９７０円
		夕食　８０５円

※　当施設より直接、市区町村に介護扶助として請求しますので、窓口負担はございません。

※2 生活保護の本人支払い額のみ窓口負担となります。

令和８年８月より変更分

居住費（療養室の利用費）・食費

③ユニット型個室（こもれび棟）

利用者負担段階	居住費（日額）	食費（日額）
第１段階	※　８８０円	※2　３００円
第２段階	８８０円	６００円
第３段階① 年金収入等 80 万円超 120 万以下	１，３７０円	**１，０３０円**
第３段階② 年金収入等 120 万円超	**１，４７０円**	**１，３６０円**
第４段階	２，４３５円	朝食　６６０円
		昼食　９７０円
		夕食　８０５円

※　当施設より直接、市区町村に介護扶助として請求しますので、窓口負担はございません。

※2 生活保護の本人支払い額のみ窓口負担となります。

（４）その他の利用料

項　　目	費　　用	備　　考
電気代（電気毛布・電気アンカ等）	１日　４４円（税込）	別途申込が必要です。
電気代（ラジカセ等）	１日　１１円（税込）	別途申込が必要です。
電気代（テレビ・DVD プレイヤー等）	１日　４４円（税込）	別途申込が必要です。
家族宿泊費	１泊　４，４００円（税込）	
写真代	１枚　５０．６円（税込）	
理美容代（カット・顔剃り）	１回　２，０００円	
理美容代（顔剃り）	１回　１，０００円	
理美容代（シャンプー）	１回　１，０００円	
理美容代（カラー＆ブロー）	１回　３，５００円	
理美容代（パーマ＆ブロー）	１回　３，５００円	
理美容代（爪マニキュア）	１回　１，５００円	
金額証明書	１通　１，１００円（税込）	
診断書（簡易）	１通　２，２００円（税込）	
診断書（複雑）	１通　８，８００円（税込）	
保険会社提出用診断書	１通　１１，０００円（税込）	
死亡診断書	１通　１１，０００円（税込）	
死亡診断書（２通目以降）	１通　５，５００円（税込）	
補助食品	１個　２００円（税込）	
乳製品	１個　１５０円（税込）	

項　　目	費　　用	備　　考
日　用　品　費		
洗面シート代	１日　　７５円	別途申込が必要です。
おしぼりリース代	１日　　５０円	別途申込が必要です。
歯磨き粉代	１日　　２円	別途申込が必要です。
ティッシュ代	１日　　２２円	別途申込が必要です。
行事代	その都度実費	
予防接種代	その都度実費	市町村から補助がある場合には費用は変わります
口座振替手数料	１回　　１１０円(税込)	ご家族様都合により引き落としができなかった場合のみ。

項　　目	単　　価	備　　考
口　腔　ケ　ア　用　品		
吸引付ブラシ	１本　　５８０円	別途申込が必要です。
歯ブラシ	１本　　３１０円	別途申込が必要です。
義歯ブラシ	１本　　１４０円	別途申込が必要です。
スポンジブラシ	３０本入り　６６０円	別途申込が必要です。
歯間ブラシ	４本入り　２１０円	別途申込が必要です。
舌ブラシ	１本　　５００円	別途申込が必要です。
保湿剤	１本　１，２００円	別途申込が必要です。
洗口剤	１本　　７５０円	別途申込が必要です。
舌用薬用ジェル	１本　　９４０円	別途申込が必要です。
口腔清拭シート	４０枚入り　４００円	別途申込が必要です。

（５）クラブ活動材料費

内　　容	費　　用	実施頻度	備　　考
生け花	８００円	週１回	
書道	１００円	週１回	
料理	５００円	月１回	
園芸	３００円	年数回	

＊　費用及び実施頻度は目安です。費用は参加者数や市価により若干の変動があります。

（６）支払い方法

- 当施設は、当月の利用料金について請求書に明細書を付して、翌月１０日前後に利用者又は連帯保証人の指定する送付先に送付します。
- 当施設利用料の支払方法は口座振替による支払いと致します。
- 口座振替は毎月２７日（休業日の場合はその翌営業日）に引き落としとなります。
- 利用者又は連帯保証人は、当月の利用料金の合計額を翌月２７日までに支払うものとします。尚、引き落とし出来なかった場合は窓口または振込でのお支払いとなります。
- 当施設は、利用者又は連帯保証人から利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人が指定する送付先に対して翌月の請求書と一緒に領収書を送付します。再発行はいたしません。

附則　この料金表は、令和８年６月１日から施行する。

予防短期：料金表（ユニット型）

（１）介護保険一部負担（基本料金）

①ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護（Ｉ） i

ユニット型個室

＜１割負担＞

要支援	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算（Ｉ）	日　額
1	６２４単位 ６４１円	２４単位 ２５円	２２単位 ２３円	計　６７０単位 日額　６８９円
2	７８９単位 ８１１円			計　８３５単位 日額　８５９円

＜２割負担＞

要支援	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算（Ｉ）	日　額
1	６２４単位 １，２８２円	２４単位 ５０円	２２単位 ４５円	計　６７０単位 日額　１，３７７円
2	７８９単位 １，６２１円			計　８３５単位 日額　１，７１６円

＜３割負担＞

要支援	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算（Ｉ）	日　額
1	６２４単位 １，９２３円	２４単位 ７４円	２２単位 ６８円	計　６７０単位 日額　２，０６５円
2	７８９単位 ２，４３１円			計　８３５単位 日額　２，５７３円

＊　サービス単価（仙台市地域単価）：１単位＝10.27 円

＊　日額は合計単位数にサービス単価を乗じて算出しております。

②ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護（Ｉ） ii

ユニット型個室　在宅強化型

＜１割負担＞

要支援	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算（Ｉ）	日　額
1	６８０単位 ６９９円	２４単位 ２５円	２２単位 ２３円	計　７２６単位 日額　７４７円
2	８４６単位 ８６９円			計　８９２単位 日額　９１７円

＜２割負担＞

要支援	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算（Ｉ）	日　額
1	６８０単位 １，３９７円	２４単位 ５０円	２２単位 ４５円	計　７２６単位 日額　１，４９２円
2	８４６単位 １，７３８円			計　８９２単位 日額　１，８３３円

＜３割負担＞

要支援	基本サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	日　額
1	６８０単位 ２，０９５円	２４単位 ７４円	２２単位 ６８円	計　７２６単位 日額　２，２３７円
2	８４６単位 ２，６０７円			計　８９２単位 日額　２，７４９円

＊　サービス単価（仙台市地域単価）：１単位＝10.27 円

＊　日額は合計単位数にサービス単価を乗じて算出しております。

（２）介護保険一部負担（加算料金）

①＜１割負担＞

区　　分	一部負担金（１割）	備　　考
療　養　食　加　算	９円／食	医師の発行する食事せんに基づく食事（＊１）を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	２４７円／日	１日 20 分以上の個別リハビリを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	２０６円／日	入所日から７日間に限り加算
若年性認知症利用者受入加算	１２４円／日	宿泊による受入の場合
送　　迎　　加　　算	１８９円／回	片道
緊急時治療管理加算	５３２円／日	病状が重篤になり救命救急医療が必要になったとき月３日間まで
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	５３円／日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	５３円／日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３円／日	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	５円／日	
総合医学管理加算	２８３円／日	緊急受入時、入所日から１０日に限り加算
身体拘束廃止未実施減算	－１／１００	
高齢者虐待防止未実施減算	－１／１００	
業務継続計画未策定減算	－１／１００	
口腔連携強化加算	５２円／月	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１０３円／月	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１１円／月	
介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日より）	所定単位数（基本サービス費、各種加算減算を加えた利用サービスの合計単位数）に 7.5%を乗じた単位数を加算。	

＊1　療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事

糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食

＊2　喀痰吸引（常時頻回）、胃瘻、褥瘡等

＊3　実際の清算時には利用日数や端数処理の計算上、若干の違いが生じることがございます。

②＜２割負担・３割負担＞

区　　分	一部負担金（２割）	一部負担金（３割）
療　養　食　加　算	１７円／食	２５円／食
個別リハビリテーション実施加算	４９３円／日	７４０円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	４１１円／日	６１７円／日
若年性認知症利用者受入加算	２４７円／日	３７０円／日
送　　迎　　加　　算	３７８円／回	５６７円／回
緊急時治療管理加算	１，０６４円／日	１，５９６円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	１０５円／日	１５７円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	１０５円／日	１５７円／日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	６円／日	９円／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	９円／日	１３円／日
総合医学管理加算	５６５円／日	８４８円／日
身体拘束廃止未実施減算	－１／１００	－１／１００
高齢者虐待防止未実施減算	－１／１００	－１／１００
業務継続計画未策定減算	－１／１００	－１／１００
口腔連携強化加算	１０３円／月	１５４円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	２０６円／月	３０９円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	２１円／月	３１円／月
介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日より）	所定単位数（基本サービス費、各種加算減算を加えた利用サービの合計単位数）に 9.7%を乗じた単位数を加算。	

＊1　療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事
糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食

＊2　喀痰吸引（常時頻回）、胃瘻、褥瘡等

＊3　実際の清算時には利用日数や端数処理の計算上、若干の違いが生じることがございます。

（3）居住費（療養室の利用費）・食費

ユニット型個室

利用者負担段階	居住費（日額）	食費（日額）
第１段階	※　８８０円	※2　３００円
第２段階	８８０円	６００円
第３段階① 年金収入等 80 万円超 120 万以下	１，３７０円	１，０００円
第３段階② 年金収入等 120 万円超	１，３７０円	１，３００円
第４段階	２，４３５円	朝食　６６０円
		昼食　９７０円
		夕食　８０５円

※　当施設より直接、市区町村に介護扶助として請求しますので、窓口負担はございません。

※2 生活保護の本人支払い額のみ窓口負担となります。

令和８年８月より変更分

居住費（療養室の利用費）・食費

ユニット型個室

利用者負担段階	居住費（日額）	食費（日額）
第１段階	※　８８０円	※2　３００円
第２段階	８８０円	６００円
第３段階① 年金収入等 80 万円超 120 万以下	１，３７０円	**１，０３０円**
第３段階② 年金収入等 120 万円超	**１，４７０円**	**１，３６０円**
第４段階	２，４３５円	朝食　６６０円
		昼食　９７０円
		夕食　８０５円

※　当施設より直接、市区町村に介護扶助として請求しますので、窓口負担はございません。

※2 生活保護の本人支払い額のみ窓口負担となります。

（4）その他の利用料

項　　目	費　　用	備　　考
電気代（電気毛布・電気アンカ等）	１日　４４円（税込）	別途申込が必要です。
電気代（ラジカセ等）	１日　１１円（税込）	別途申込が必要です。
電気代（テレビ・DVD プレイヤー等）	１日　４４円（税込）	別途申込が必要です。
家族宿泊費　＊	１泊　４，４００円（税込）	
写真代	１枚　５０．６円（税込）	
理美容代（カット・顔剃り）	１回　２，０００円	
理美容代（顔剃り）	１回　１，０００円	
理美容代（シャンプー）	１回　１，０００円	
理美容代（カラー＆ブロー）	１回　３，５００円	
理美容代（パーマ＆ブロー）	１回　３，５００円	
理美容代（爪マニキュア）	１回　１，５００円	
金額証明書	１通　１，１００円（税込）	
診断書（簡易）　＊	１通　２，２００円（税込）	
診断書（複雑）　＊	１通　８，８００円（税込）	
保険会社提出用診断書	１通　１１，０００円（税込）	
死亡診断書	１通　１１，０００円（税込）	
死亡診断書（２通目以降）	１通　５，５００円（税込）	
補助食品	１個　２００円（税込）	

乳製品	１個　　１５０円（税込）	

日　用　品　費		
洗面シート代	１日　　７５円	別途申込が必要です。
おしぼりリース代	１日　　５０円	別途申込が必要です。
歯磨き粉代	１日　　２円	別途申込が必要です。
ティッシュ代	１日　　２２円	別途申込が必要です。
行事代	その都度実費	
予防接種代　＊	その都度実費	市町村から補助がある場合には費用は変わります
口座振替手数料	１回　　１１０円（税込）	ご家族様都合により引き落としができなかった場合のみ。

項　　目	単　　価	備　　考
口　腔　ケ　ア　用　品		
吸引付ブラシ	１本　　５８０円	別途申込が必要です。
歯ブラシ	１本　　３１０円	別途申込が必要です。
義歯ブラシ	１本　　１４０円	別途申込が必要です。
スポンジブラシ	３０本入り　６６０円	別途申込が必要です。
歯間ブラシ	４本入り　２１０円	別途申込が必要です。
舌ブラシ	１本　　５００円	別途申込が必要です。
保湿剤	１本　１，２００円	別途申込が必要です。
洗口剤	１本　　７５０円	別途申込が必要です。
舌用薬用ジェル	１本　　９４０円	別途申込が必要です。
口腔清拭シート	４０枚入り　４００円	別途申込が必要です。

（５）クラブ活動材料費

内　　容	費　　用	実施頻度	備　　考
生け花	８００円	週１回	
書道	１００円	週１回	
料理	５００円	月１回	
園芸	３００円	年数回	

＊　費用及び実施頻度は目安です。費用は参加者数や市価により若干の変動があります。

（６）支払い方法

- 当施設は、当月の利用料金について請求書に明細書を付して、翌月１０日前後に利用者又は連帯保証人の指定する送付先に送付します。
- 当施設利用料の支払方法は口座振替による支払いと致します。
- 口座振替は毎月２７日（休業日の場合はその翌営業日）に引き落としとなります。
- 利用者又は連帯保証人は、当月の利用料金の合計額を翌月２７日までに支払うものとします。尚、引き落とし出来なかった場合は窓口または振込でのお支払いとなります。
- 当施設は、利用者又は連帯保証人から利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人が指定する送付先に対して翌月の請求書と一緒に領収書を送付します。再発行はいたしません。

附則　この料金表は令和８年６月１日から施行する。